

平成 22 年度 NPO と行政の協働会議 第 5 回全体会

日時：平成 22 年 12 月 15 日（水）15:00～17:00

場所：ひょうごボランティアプラザ セミナー室

出席者：【NPO 部会】黒田（司会）、中村、前川、能島、田中、河口、野崎、山崎

【行政】川村、宮崎、佐伯、大塚、

事務局：高橋、是川、野倉、秋澤、北村、鶴巻（議事録）

ワザバ - 2 名

（敬称略）

これからの 10 年を考えていくにあたって、協働会議としての規約から話を始めたいと思う。

事務局から宿題として規約案を提出したので目を通してほしい。第 1 条、この会議は、NPO と行政の協働会議（以下、本会議という。）という。目的としては、第 2 条、本会議は、兵庫県における NPO と行政の協働の促進に関する政策、施策の立案及び NPO と行政の協働による事業の検討、調整を行うことにより、NPO と行政の協働を促進し、県民に対してより効果的で効率的な施策、事業の実施を図る。役割としては、第 3 条、本会議は、前条の目的を達成するため、次の役割を担う。1、全県的な NPO と行政の協働に関する施策等の検討及び立案、2、全県的な NPO の基盤強化に関する施策等の検討及び立案、3、地域における行政と NPO の協働促進に関する施策等の検討及び立案。構成としては、第 4 条、本会議は、目的や構成員により、次の 3 つに区分で構成される。全体会は NPO 部会幹事及び行政幹事によって構成され、年間の活動方針や専門部会等からの報告のため、年 3 回程度開催する。1、NPO 部会とは NPO 部会幹事及び県内 NPO によって構成され、NPO として行政と協働して取り組む課題や事業、協働促進についての協議検討を行う。行政部会とは行政幹事及び兵庫県関係各課室によって構成され、行政として NPO と協働して取り組む課題や事業、協働促進についての協議検討を行う。2、本会議において、NPO と行政が取り組むテーマや時機に応じた課題、地域の課題や地域における協働促進等、必要に応じて、特定の課題等について協議検討を行うため、地域部会または専門部会を設置することができる。専門部会は当該部会の承認を受け、幹事以外の NPO の参画も認めるものとする。ただし、政治、宗教、営利、その他公序良俗に反する活動を目的とする者の参画は認めない。3、本会議において事業の執行を行う必要がある場合は、適宜、県内 NPO 等の有志及び行政部会幹事等によって構成されるプロジェクトチームを、本会議の外部機関として全体会の議決をもって設置し、当該プロジェクトチームが事業の執行を行うものとする。幹事については、第 5 条、NPO 部会及び行政部会には、それぞれ本会議の趣旨に賛同し運営に従事する幹事を置く。ただし、政治、宗教、営利、その他公序良俗に反する活動を目的とする者の就任は認めない。2、NPO

部会幹事は、中間支援機能を有する団体の役職員とし、各県民局管轄地域から最低 1 名以上を選任する。ただし、各県民局管轄地域の状況に鑑み、当面の間 NPO 幹事を選任しないことも可能とする。3、行政部会幹事は、地域協働課が指名する。4、NPO 部会幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。また、任期途中から就任した NPO 部会幹事の任期は、現任者の任期とする。5、前項の規定により任期を満了した場合、次期の幹事が選任されるまでの間、前任の幹事が継続して運営を担うものとする。6、新たに NPO 部会幹事を選任する場合は、現任の NPO 部会幹事の推薦を受け、全体会において承認するものとする。運営幹事として、第 6 条として、本会議は、会議の運営を円滑に行うため、運営幹事で構成する運営幹事会を置く。2、運営幹事は、NPO 部会幹事より互選により選出された 4 名以内の運営幹事及び地域協働課長がこれを務める。3、運営幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。オブザーバーとしては、第 7 条、全体会及び各部会には当該会議の承認によりオブザーバーを置くことができる。2、オブザーバーは、当該会議の求めに応じて、必要な発言をすることができる。傍聴人として、第 8 条、全体会及び各部会の傍聴を希望する者は、事前に事務局に申し込むことにより傍聴することができる。ただし、当該会議における発言は認められない。2、全体会及び各部会は、その議題の内容等により傍聴を認めないことができる。事務局に移る。第 9 条、本会議には、事務局を設置する。2、全体会事務局は、ひょうごボランティアプラザが務める。3、行政部会事務局は、地域協働課が務める。4、NPO 部会事務局は、NPO 部会幹事が協議により定める。5、専門部会等の事務局は、当該会議の協議により定める。議事録に移る。第 10 条、全体会の議事については、日時及び場所、出席者、協議内容を記したものを事務局が作成し、幹事による内容確認を行った後、ホームページに掲載するものとする。2、各部会の議事録の作成及び公開については、当該会議が別に定める。雑則に移る。第 11 条、本規約に定めのない事項、その他本会議について必要な事が生じたときには、全体会において協議し決定するものとする。本規約の改廃に移る。第 12 条、本規約の改廃は、全体会の議決に基づく。2、本規約は全体会の議決により成立し、発効する。附則に移る。1、本規約成立時における NPO 部会幹事及び行政部会幹事は、別表 1 の通りとする。2、前項に定める本規約成立時の幹事の任期は、平成 23 年 3 月 31 日とする。本規約は、2010 年 12 月 15 日、全体会の議決により成立し、発効した。紙面に記載したことは以上である。

もう一度黙読して質問をしてほしい。

今の仕組みを図式化してほしい。

(図をホワイトボードに書く)従来の通り、NPO 部会、行政部会、そしてその上に全体会がある状態で、任意で、必要があれば専門部会、地域のネットワーク作りとしての地域部会が設置できる形である。また外部機関としてプロジェクトチームも作る事が可能であるようにしたい。協働会議とは別のプロジェクトとして、その都度作っていくようなもの。

それぞれに事務局は全部つくのか。それも図式化してほしい。

(図に加筆)全体会がプラザ、NPO 部会は NPO 幹事同士で、行政は地域協働課が行う。

運営幹事は。

運営幹事は NPO から 4 名、地域協働課から 1 名を選出して、このメンバーを運営幹事として協働会議の進め方を検討していく。

全体会と NPO 部会と行政部会の間位置するのが運営幹事でいいのか。運営幹事の事務局がプラザということによいのか。

全体会の事務局がプラザとすると、この図にプラザが出てこないからややこしくなるのでは。

先ほどの質問をすべて図解してほしい。

複雑になっている。規約というより、この協働会議そのものをどうするかという議論から入らないと。これは枠組みから入ってしまっている。散々今まで 3~4 回やってきて、紙も提出していただいていた。これは今までの積み重ねを集積したものになっている。これで先の 10 年間本当にいくのか。もう少しすっきりした形で 10 年間いくのかを議論してほしいと思う。

前回の議論の上でこの規約は成り立っている。

了解の上でのものなのか。

そうである。

何かあれば言っていたきたい。

前回欠席して申し訳ないが、これで決まりということであれば従うが。

議題と開催時期の告知をしなければいけないのでは。今は協働会議のホームページだけである。全 NPO がそれを見ているかというほど遠い。手段は規定する必要はないが、何月何日に議題はということかということを 1 週間前までには発信する必要がある。

具体的にはどうすればいいか。

この式次第程度のものでよいし、配布資料が決まっていれば出せる。

プラザのホームページはどうか。

それもいいかもしれない。

みなさんは、ホームページはどれくらい見えていますか。

トピックくらい。

ホームページのアクセス数は多いとはいえない。アピールしていかないと。

会議の議題や資料などを添付しておくともっと見る人が増えるのでは。

議論を戻します。今の提案は前回の提案を元に作られている。ただ案とはなっているが複雑という問題もあるかもしれないが、意見はないか。

前の議論の中で、これから 10 年の組織体系どうしていくかというのは確かに議論になった。ただ、議論と規約にギャップがあるのでは。この規約だと今までの体制に地域部会

や専門部会を作ろうということは反映されているものの、全体会を急に引っ張っている規約になって混乱している。プラザの位置づけをどうするかも決まっていない。水掛け論でたたき台がないと進まないというのも分かるが、今までの形を引っ張りすぎているのではないか。

ギャップの部分を田中さんはどう感じているのか。

全体の議論の中で地域部会、専門部会を設けることはコンセンサスを得ていることだと思う。一方で全体会のボリュームという点について、このメンバーにこだわらず増やしていくという議論と、増やしすぎると意見集約ができないという議論の決着がついていない。また運営幹事の数などの議論も必要。行政部会が地域協働課だけでいいのかということについても。

具体的に修正案を示していただいた方が議論は進むと思うが。何人が妥当なのか。

全体会の数はもう少し多い方がいいと思うが。

だいたいどれくらいか。案だけでいいとも悪いともならないと思うので。

全体会の NPO 部会幹事に関しては人数の上限は設けていないので増やすことは可能である。

そもそも NPO 部会と行政部会に分けている意味とは。私は誰かに説明できない。実態がなく、くっっているだけなら外してもいいのでは。全体会としての性格をもっとしっかり構成し、例えば全体会は NPO 側から何名以上の幹事が参加し、行政側からも何名以上の幹事が参加し構成するものとするとし、全体会の下にワーキンググループとして専門部会や地域部会を設置した方がいいのではないか。

これがなぜ成立しているのか事務局の方から説明できるか。

全体会は NPO と行政の対話の場。

行政側では何かなされているのか。なくしてもいいのではないか。

私も、今までの 10 年間は NPO が成熟していなかった中で単独の話もあるだろうということでこういう形だった。しかし成熟してきた今では、今後県民局に移っていき、専門部会もたくさんあるので、行政と NPO が適宜一緒に入っていけばいいのではないか。0 ベースで話し合っていくのが次の 10 年なのではないか。次の 10 年の成果はそういうものであって、NPO 部会と行政部会を分ける必要はない。全体会の下にプロジェクトチームを作ればいいのでは。それで相当すっきりする。

私の理解では、今まで規約なしでやってきたけれど、やってきたものを規約にしたらというものを事務局が作ってくれたのがこの資料なので、この先の話と一緒にするのは難しい。今まで通り規約を作らないという流れもあるし、必要なものは変えていくという流れもある。2 つ道があると思う。

オブザーバーの問題や、運営幹事をどうするかという意見が出ていたので、規約そのものがないと、会議が進んでいく中で曖昧になっていく。従来の全体像が見えた中での規約作りは必要であると思われる。

子育て支援会議を作ったときでも、たたき台から作って組織を考えていったので、ここから議論が始まると思う。規約を作る方向ということでは一致していたはずだが、先ほどの意見で規約を作るか作らないかという話があがっていたので、まずはどちらにするか決めた方がいいのではということか。

両方あるよと言っただけで、両方正しいとは思っていない。規約から作った方がいいと私は思っている。

規約を作る目的として、まず整理しましょうということだと思う。今後の話については柔軟にすべきであり、規約の中で議論できることではない。それは分けた方がいい。どういう場合に改訂するかなども含めて、まず整理をしておいた方がいい。

そういう話であれば私の議論がずれている。今までの流れの規約を作ろうということでもいいのか。

前回の議論に基づいて、明文化したものを規約として作っただけで、今の議論に何の意味があるのか理解できない。

議論がされた上でこの規約が出された。そのような認識でよいか。この案に対して、今後の10年に向けてという観点も含めた上でどうですかという話を進めていきたい。

なぜ規約を作るかという、この協働会議の役割や位置づけも曖昧なままやってきて、内部でコンセンサスはあったが、客観的に見ると規約もない場所が外部に発信しても信憑性がない。今回県民局に地域部会を作りたいという話もあるが、組織として分からない状態では相手にされないし、予算をもらうのも難しい。今後きちっとやっていくためには規約を作っていかなければという認識で事務局に作ってもらった。

それは共通理解でよいか。

規約は今後のことに向けたものにしないといけない。過去の集積を文言化しても意味がないのでは。この規約の基づくのであれば、第4条の全体会、NPO部会、行政部会、専門部会などの中で、今までの議論の積み重ねをしていけばいいのでは。そこで大きな問題になっていくが今までの部会と支部会をどう捉えていくのか、その辺の基本的な考え方、動きと、この規約が一致したものであり、かつ実現可能なものでないといけない。

前回議論したことをそのまま規約にただけである。もう既に規約という文面になっている以上、具体的に何条をどう変更するかということをお願いしたい。

第4条の2と3を変更する。先ほどの専門部会と地域部会に変えていく。それに従うと以下が変わってくる。

2と3を削除するということか。

差し替えである。専門部会と地域部会を入れ、そして全体会と専門部会と地域部会という風にしたらどうか。

全体会があって、このNPO部会と行政部会を削除して、その中に専門部会を入れてその下に地域部会を入れるということで第4条をおさめてはどうかということか。他のメンバーはどうか。

その案については賛成でも反対でもないが、仮に NPO 部会をなくすと、幹事以外の NPO が参画する場が、地域部会と専門部会に限られてしまう。

前回、地域部会はどうするかという意見があった。今すぐに地域ではできないだろうから出張形式でやるなどの議論があったが。

私は現在の規約の形で現状はいいと思う。今は NPO 部会を持っていないが、以前は持っていた。今やってないから廃止するというのはおかしい。NPO だけで議論しなければいけないことはあるはず。やってないことに問題がある。

全体会の構成員の中にプラザの名前をはっきり表記する。入ってないのになんで事務局をやっているのかということになる。NPO 幹事と行政幹事と並列で表記する。NPO 部会も行政部会も、これから最大公約数的に置いておけば、入れない NPO の意見も聞くことが出来るし、場を設定することが大切。必要でなければ毎年柔軟に変えていけばいいと思う。

専門部会、地域部会は非常に具体的、実践的なところである。一方で、抽象化の高い政策のことなどは難しいのではないかと。ここでやる話ではなくて、もっと違うところでの話であったり、実際動いていくということの話であったりしてくる。今の段階で県全体の枠組みという話でどうかと思う。

行政部会というのは設けておくべき。固定メンバーである必要はないが。今も NPO と行政の協働事業助成ということで、色々な県の部局が NPO と協働でやっている。関連する立場にある者が、部会という形で、庁内で集まらしましょうかというイメージがあればよい。

名前がどちらも部会だからややこしい。専門部会も地域部会も部会。また NPO 部会も行政部会も部会。部会という言葉遣いがそれぞれ違う。フィールドの話と組織体の話で入り交じっている。

地域協働会議などと昔は言っていた。

色々な意見が出たが、今のことを整理して、今後 10 年をどうしていくのかというところで、この規約が出た。一番大きな意見として、NPO 部会、行政部会をとり外し、全体の中に組み入れてもいいのではという意見が出たが、反対意見も出た。今回はこの規約を仮採用という形で、今後 10 年については次の議題でもあるので、そのあたりとの絡みで規約をどうするかという話ができると思う。まとめると、今回はこの規約を採用ということと、全体会の構成員の中にボランティアプラザを文言化することを追加してもよろしいか。

第 4 条一項に入れるとすると、全体会と第 6 条第二項に入れる必要がある。運営幹事の中にも入るべきである。

要は構成員の話。規約でということは当然であるから全体会の構成はこうであると示す。専門部会、地域部会というのはどちらかということと事業系の委員会なので、そことの切り分けをして考えるということでコンセンサスを得られるのでは。

文言は変わってくるので、専門部会などの単語を使っていいのかなど整理をしたい。もし部会に替わるネーミングがあればそれを入れたい。

今日の時点ではこの規約を承認し、次回構成員のところだけを修正する。今後10年に向けて、規約はどんどん変わっていくことがある。それを了解しながら承認という形によるしいか。

名前の話が出たように、専門部会、地域部会もすべてプロジェクトチームでいいのではないか。それぞれ違う立場だが同じセクターにいるのだということでもいいのではないか。

従来の議論を踏まえると、事業の実施については協働会議の外に出すということになっていた。プロジェクトチームを会議内に入れるとなると困難になると思うが。

次の10年に向けてそういう議論も出てくる。

事務局でもう一度整理してみたい。

今の修正すべき箇所としては、部会の名称と、プラザの扱いについてと、告知の追加。それだけか。

NPO、行政の規定はいらぬのか。

文言の定義ということか。修正点としては、部会の文言、プラザ、告知、文言の定義でよいか。

改廃のところはかなり大ざっぱだがこれでいいか。

過半数などを入れるか。

改訂と廃止は分けた方がいいと思う。

他はないか。プラザは全体会と運営幹事に入れるという理解でよいか。

ただ現状事務局として入っているが、全体会と運営幹事に入る場合、位置づけが複雑になる。NPOなのか行政なのかという点で。

NPO法人ではないがNPOという枠組みではないか。

普通にNPO部会幹事、行政幹事、プラザということではよいのでは。

いっそう複雑になる。私としては今まで通り事務局としての扱いの方がいいのではと思う。全体会は今のところ2つの区分だがプラザが入ると3区分になる。

異論はないから今のままでいい。事務局はプラザが持つので。

事務局として中間的な位置づけの方がいいのでは。

事務局は中間的な位置づけで担う方がやりやすいのは間違いない。

では今までの流れを踏襲する形でいいか。

運営幹事としてもプラザは事務局として関わるという形でいいのか。それは文言には入っていないが。

それでよいのではないか。では2つ目の議題に移りたい。協働会議における今後10年の取り組みについてとあるが、これは前回も宿題が出て議論された。3番目に新しい公共支援事業についての話を進めたい。完全に決まったわけではなく、最終的な案が明日出てくるということだが。

最終的な案は1月中である。明日は内閣府の会議である。

では地域協働課から報告してください。

これは10月13日に都道府県に説明があったときに配られたものである。経緯としては、鳩山内閣のときに、新しい公共をということで出されて、管内閣になってもその考えを継承していて、国の補正予算で、11月に87億5千万が基金交付金として議決された。新しい後方支援事業というのが今年度、国から県に基金として積まれる。基金としては積み立てられたときから2年間。非常に使いにくいのが年度で区切ってもらえればよい。国は積み立てた日から2年間と言っている。資料3の「新しい公共事業」についてというものが、現在国が考えているものである。新しい公共とは、従来は官が独占してきた領域を公に開き、市民、企業、NPO等がともに支え合う仕組み、体制が構築されたものとある。こういう社会においては色々なサービスが市民や企業、NPO等により、無駄のない形で提供され、その結果として一人ひとりの居場所や出番に役立つということである。今回の事業はそのようなことを実現させるために新しい公共の自立的な発展のための環境整備を行うということになっている。国民の積極的な公への参加による、公的サービスの無駄のない供給に向け、NPO等が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となるよう、環境整備を進める。2年間の予算付けによって自立してほしいということで今回の補正にあげたという主旨。その間どんな事業を行うかということ、新しい公共の活動の阻害要因となっている問題の根本的解決に向けた取り組みである。1つ目は行政機関から業務委託を受ける際のNPO等の「つなぎ融資」の負担への対応。2つ目は地域金融からの融資利用の促進に向けた取り組み。3つ目にNPO等の活動基盤に対する支援。4つ目に寄附集め支援、ノウハウの共有がある。そしてこれまで行政が独占してきた公的事業の担い手をNPO等にかけていく取り組み等、新しい公共の趣旨に沿ったモデル事業の推進と評価をする。ここでいう行政とは市、町、県だと思われる。スキームとしては、国から県に基金の積み立てのための交付金がある。それを県がNPOなどを後押しする事業を展開して支援していくということ。その実施にあたっては県に運営委員会、民間の方も入っていただいた運営委員会を設置して支援事業を選定した上で支援する。一方で国の方にも新しい公共支援事業運営会議を設置し、先ほどの事業内容をより具体化するようなガイドラインを作成する。その一回目の会議が明日ある。予算的な面言えば、交付金は県に今年度くる。兵庫県は他の県と比べて一番早いはずである。既に補正予算の措置をしている。それにより基金設置の改訂も議会にかけ、常任委員会は可決した。その他の議論は2月補正で対応する状態。受け入れのキャパと条例は用意した。問題はそれをどんな事業に使うかということだが、国からは県が実施するというになっているが、奇怪だなと感じる。新しい公共の担い手を支援すると言いながら県が実施するというのは理解しにくい面があるので、色々話を進めながらできるだけ運用しやすい制度になるよう頼んでくる。県は全県的な支援拠点としてボランティアプラザを置いているので、プラザの機能を活かしながら支援できればと思っている。

国は新しい公共で一番に挙げているのが融資。兵庫県では事業の委託の場合、相手にそのような資金力がない場合にはほとんど概算払いをしている。今回国が言っているのは、行政機関から業務委託を受ける場合のつなぎ融資が一番上にきているが、これが一番阻害するものなのかは分からない。どう思うか。

県によっては概算払いのところもある。

内閣府の今年の社会起業の創出の資金 70 億は精算払い。そのメンバーと新しい公共のメンバーがかなり被っている。国の話のような気がしなくもない。

県が委託した場合はほとんどが概算払い。国も概算払いにすればいい。県内の市町で、精算払いで苦労しているケースなどはないか。

概算払いも増えている。困っているところはもっと小さい NPO で、お金がないから受けられないレベルの話はよく出てくる。一定程度の基盤があるところは、行政とか国も精算払いなどをしながら便宜を図れるが、それ以外のところとなると難しい。

国が想定している行政機関から業務委託を受ける際の問題となる。

概算先払いだったらよい。既に実績があって借りっぱなしのところもある。心配ないがもし何かあったら例え 3 ヶ月でも概算払いで遅れる。

融資に関するところだと審査や書類などのハードルが非常に高い。実際にそういう団体がつなぎ融資などを受けるとして、色々と利用はできるがまだハードルがある。無担保で受けられるようになってきているが、書類を書いたりという点で大変である。

実態としてはどうなのか。

NPO 貸付の利用は少ない。

審査基準などが下がれば利用率は上がるのでは。

基準は高いとは思わない。この事業は内閣府の経済社会システム担当がやっていて、地域の NPO の実態にあまり詳しくないセクションがやっている。地域のことに詳しくない。経済のことが一番手に来ている。NPO の支援ということが後回しになっている。

(資料を配付する)先ほどの資料と中身はほとんど一緒だが、4 ページなどが少し違う。結論としてはなんでこんなものがあるのだという話だと思っている。これは円卓会議からの流れではないか。市場でちゃんと稼げるような公共活動であるべきだという声が非常に強かった。それに対してそんなに稼げないという活動がたくさんあるという批判がされ修正されてきたが、まだ残っている状態である。先ほどの観点は利子補給ということ。利子補給がたった 2 年間で意味があるかということも我々は言っている。融資ができないということに関しては、今はハードルが下がっていて、日本政策金融公庫などは無担保で保証人はいらぬというスキームはできている。今まで融資を受けたことがないところに無利子でできるよということで多少のきっかけ作りにはなるかもしれないが、突飛ではなからうか。兵庫県内で本当にニーズがあるのか。この事業が新しい公共の基盤作り環境作りをするのだということ。2 年間個別の活動にお金をまいて「はい終わり」というのでは今までと同じになってしまう。2 年間で地域がどれだけパワーアップしてい

るのかと。普段の活動や業務に追われて NPO 自身の情報公開や情報開示がまだまだ弱い。社会に対してアピールする力がない。それをこの 2 年間で集中的に高めていく。さらにそれを通して市民からの寄付を循環させる。そのような仕組み作りをするのだという形である。

県がやる事業なのか。

県がやる事業ならば結局は委託になってしまう。そうすると新しい視点など NPO が主体的にやるものではなくなる。そもそもの問題点があると思っている。国は今まで官で独占してきたものを民に明け渡すといったような意識がある。国はお上意識がある。だから委託になってしまう。それでは根本的な問題がある。委託では県がやるものを民に下ろしているだけなので。進めていくなら NPO の発想で物事を進めていきたいという気持ちがある。

委託となると 1 つの団体に投げるだけになる。

つなぎ融資のところは、事業保障金をもっときつい団体がたくさんある。つなぎよりもそれが壁になっていることが実際としては多いと思う。

それは NPO 側から内閣側に声を上げて欲しいと思う。NPO の基盤のためにやるのが一番いいと思っている。国のものは考えが違うなと思う。

NPO には渡しませんという感じがする。お金は渡さない、借りろ、利子だけは出すという話ではないか。

しかし次の 10 年を考えるためにも、業界全体の活性化のための基盤を作るために利用したい。

兵庫県でいけば配分はどのくらいか。

都道府県に均等割があるらしい。後は NPO の数などを考慮して配分される。均等割の規模によっていくらになるかわってくる。

シミュレーションすると 2 年間で 2.5 億～3 億。1 つの事業を単独でやるということではなく色々な事業が複数できる。私はこれからの 10 年の基盤整備としていいのではないか。2 年は短いと思うが。大きな方向としては国が基盤整備に乗り出すのがまず大きな変化だと思う。2 年で成果を出せばまた次のステージに行く可能性は十分ある。この 2 年間を使って支援の力そのものを高める。活動支援が問われるものだと思う。支援の手法をもっと情報交換し合う必要がある。支援の手法を、これを機会にもっと交換し合って支援力を高めていこうというもの。

大きなきっかけになるということは、運営委員会が大きな決定権を持つが、そのあたりに関してはどう考えているのか。アイデアはあるのか。

まだ運営委員会の構成も示されていないので。

そのあたりの案が行政としては、今回言ったような都道府県が実施するような事業をというような所からやっぱり変えていかないといけない。公共というものをちゃんとやっていくには、そもそもの認識である、官が独占してきたものを明け渡すというような

気持ちは変えてもらいたい。

発想できないことをやっていくのだから、官が考えていることはきっと意味がない。

これは例示なのか。

例示ではない。こんなものでは駄目だというものをもっと内閣府に意見をしてほしい。兵庫県が入ったのは、参画協働条例を他の県に先駆けてやっていて、同じような条例を作っているところは少ない。ボランティアプラザのこうした事業をやっていること、これだけの規模でやっていることは類を見ない。今近畿の NPO の課長会議でも、兵庫県のやっていることを話すと、「えー。」という、自分たちの中では考えられない事業をやっていますねという意見をもらう。

2 ページ目にある枠組みは閣議決定したので変えられないと言っている。

今後どんなスケジュールで動いていくのか教えてほしい。県との話し合いの場はあるのか。またこの案の持っていく方も教えてほしい。

予算枠のスケジュールと、運営委員会を設置する第一回のスタートは。

お金が入るのが少なくとも年度末なので、それからでしか動けない。

運営委員会は前倒しでやってもいいという話を聞いている。早いところでは 1 月や 2 月から。

やってもいいというだけで、条例も制定していないし、予算もついていないところが 1 月からやるのは厳しいと思うが。ガイドラインは明日やる。国が年明けにもう 1 回やって、3 回目に決めると言っている。1 月の末頃に行われる会議で、事業のガイドラインが決定する予定。

3 月末に決まるこの予算で、ある程度この事業にこれくらいという区分はあるのか。そのプロセスに、みんなで意見を出しながらやれるのかということ。県としては 6 月補正でやるということなのか。

時間が非常にタイトである。

協働会議は NPO 側が提案をどんどん出していく場。

ここでどんどん議論して、行政側のスケジュールと平行してそれに合わせる必要は必ずしもない。ただ、2 年だと議論している暇はない。

今後の 10 年のこの会議の方向性を定めるようなキックオフのお金になるような連携をしたい。

プラザは他の県とは 2 桁くらい違う助成金を持っているが、それをどんな風にすればいいか、この場で話し合うというそのスタンスは変わらない。

明日の国の運営会議は動画付きで公開されるらしい。みなさんの忌憚ない意見も、一緒のテーブルで話し合う時間が持てれば、これから県の運営委員会を立ち上げるところで参考になるのではないかと。

ガイドラインが決まるまでが勝負。今の時点で意見があれば聞かせて欲しい。

委託か補助かはどちらがいいか難しいところ。プラザも補助。実際は県の施策の一環

なので委託色も強い。その辺も含め委託なのか補助なのかもしっかり議論しないといけない。委託だから県が主体というのいかなものか。

基本的に委託となると成果は委託した方にある。主体的に活動される方に委託なり補助なりをした方がいいと思う。色々なアイデアをもらって、それを選考して、委託するべきか補助するべきか選ぶ。

裁量も自由度が高いように。

補助金であれば 結構補助金交付料などで縛られる。主旨に沿っていただければいいはずなのに縛りが厳しい。

国が言っていることと、県が言っていること、そして明日の説明を含め、今後どうやっていくかを含めて話し合っていきたい。どういう提案ができるかそれぞれ考えてくること。

次回会議

開催日： 平成 23 年 1 月 6 日（木） 13:30～15:30

場 所： ひょうごボランティアプラザ セミナー室

内 容： 新しい公共の意見交換

参加者： 先着 20 名（申込制）